

## 【後期高齢者医療広域連合】令和6年度 都内医療保険者のデータヘルス計画に基づく取組状況調査結果

### 健康診査

#### 実施体制

1.健康診査の実施体制についてお答えください。 (複数回答可)

構成区市町村と個別契約

#### 実施率向上

4.健康診査の未受診者勧奨についてお答えください。 (複数回答可)

構成市区町村で実施

5. (問4で「未受診者勧奨は実施していない」以外を選択した場合)

健康診査の未受診者勧奨を実施している対象者をお答えください。 (複数回答可)

構成市区町村が独自に設定

6.健康診査を受診しやすい環境整備のために実施している取組についてお答えください。 (複数回答可)

構成市区町村で実施

7.その他、健康診査の実施率向上のために実施している取組についてお答えください。 (複数回答可)

ホームページ、広報誌等での周知

構成市区町村で実施

### 健康診査で受診勧奨判定値を超えている人に対する取組

#### 受診勧奨

8.健康診査で受診勧奨判定値を超えている人への受診勧奨の実施状況をお答えください。 (複数回答可)

健康診査結果とは別に、受診勧奨判定値を超えている人のうちレセプトがない人に文書、メール等を送付

9. (問8で「受診勧奨判定値を超えている人への受診勧奨は行っていない」以外を選択した場合)

受診勧奨を行った後に医療機関を受診していない場合の対応状況をお答えください。 (複数回答可)

事業の効果分析のみ実施

#### その他

10.受診勧奨以外で健康診査で受診勧奨判定値を超えている人に対して実施している取組についてお答えください。 (複数回答可)

実施している取組はない